

目的 教職員が授業を中心とした質の高い教育活動に専念できる環境を実現することを通して、「学校における教育の質の向上」と「児童生徒の教育の充実」を目指す。

「学校における働き方改革推進プラン」第一期の総括



重点目標に関する総括

①働き方改革への意識・行動の変容の現状と総括

● 「時間管理や健康管理を意識して仕事を行うことができていない教職員の割合(%)」
(R1・R3みやぎの教育に関する調査)

R1		R3	
小	68.5	小	77.9 (+9.4)
中	67.6	中	73.9 (+6.3)
県立	60.4	県立	69.1 (+8.7)

● 「ワーク・ライフ・バランスのとれた生活を送ることができていない教職員の割合(%)」

R1		R3	
小	64.4	小	71.6 (+7.2)
中	55.1	中	59.6 (+4.5)
県立	52.2	県立	52.5 (+0.3)

● 各学校の主な取組状況 (R4教職員勤務状況調査等)

学校閉庁日の設定

学校全体 100%
県内全ての学校において導入済み

業務の見直しと役割分担の推進

学校全体 81.5%
小 84.1% 中 85.1%
高 57.5% 特 76.9%

登校時刻の設定

学校全体 83.0%
小 82.7% 中 87.6%
高 72.5% 特 92.3%

部活動の休養日の設定

学校全体 93.9%
週2日以上以上の休養日設定
中 97.6% 高 82.1%

現状

時間管理、健康管理を意識して仕事を行うことや、ワーク・ライフ・バランスのとれた生活を送ることができていない教職員が着実に増加している。

「学校閉庁日の設定」「業務の見直し」「登校時刻の設定」「部活動の休養日の設定」など、県内一斉の取組とした内容について、県内の8割以上の学校で取り組んでいる。

分析

プランの周知が図られるとともに、教職員の勤務時間管理が徹底され、「働き方改革」に対する意識や行動が確実に変容してきた。 → さらに教職員一人一人が、働き方改革に対する意識を醸成していく必要がある。

②教職員の時間外業務時間の縮減の現状と総括

【重点取組事項】「教諭等」及び「副校長・教頭」の時間外業務時間が1月につき80時間以上の該当者0(ゼロ)に向けた取組の推進

時間外業務時間1月あたり80時間以上の割合(%) 【H30,R4教職員勤務状況調査】 ※中学校に義務教育学校を含む

	小学校			中学校 ※			高等学校			特別支援学校			職計
	H30	R4	差	H30	R4	差	H30	R4	差	H30	R4	差	
校長	3.4	0.9	-2.5	9.5	2.5	-7.0	12.1	2.8	-9.3	0.0	0.0	0	1.6
副校長・教頭	51.3	9.7	-41.6	67.4	16.5	-50.9	17.0	11.4	-5.6	35.3	16.7	-18.6	12.1
教諭等	4.1	0.4	-3.7	33.4	10.9	-22.5	34.6	20.4	-14.2	6.3	0.6	-5.7	7.7
事務職員	0.0	0.0	0	0.0	2.8	2.8	3.1	3.3	0.2	4.3	0.0	-4.3	1.1
計	6.4	0.8	-5.6	31.6	10.3	-21.3	32.3	19.8	-12.5	6.4	0.8	-5.6	7.3

現状

○ 全ての学校種において全体的に時間外業務時間が着実に減少している。
○ 重点取組事項としていた、「教諭等」「副校長・教頭」の「1月あたりの時間外業務時間80時間以上の該当者ゼロ」には至っていない。

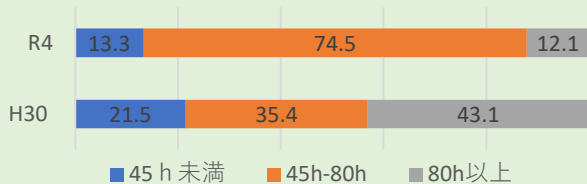
分析

時間外業務時間に行った業務として高い割合であったのが、「副校長・教頭」については、全ての学校種において、「調査・照会等の学校事務」、小学校、中学校においては、保護者等の対応である。また、中学校、高等学校の「教諭等」については、「授業準備」に次いで2番目に多い「部活動指導」(中46.0%、高45.4%)にかかる時間が十分に減っていないことが、時間外業務時間80時間以上がゼロに至っていない一因と考えられる。

部活動指導の在り方、教頭・副校長の業務の軽減や役割分担をさらに進めていく必要がある。

「学校における働き方改革推進プラン」第二期の方向性

● 副校長・教頭の時間外業務時間の推移 (%) (H30,R4教職員勤務状況調査)



時間外業務時間1月あたり80時間以上の割合は減っているが、依然として1月あたり45時間以上※の割合は多い。

※教育委員会規則に定める時間外業務時間の「上限時間」 <1月について45時間、1年について360時間>

今後の考え方

- 第一期の課題を踏まえて、時間外業務時間の考え方を再整理するとともに、部活動指導の在り方と業務分担や削減をさらに推進する必要がある。
- 時間外業務時間が1月あたり80時間以上の教職員をゼロにする取組を継続しつつも、次のステージとして、1月あたりの時間外業務時間を45時間未満を目指す必要がある。
- 教職員の魅力向上のためにも、本来担うべき教育活動に専念できる環境づくりと、誇りややりがいを持って仕事に取り組む教職員を増やす必要がある。

● 「誇りややりがいを持って仕事を行うことができる教職員の割合 (%)」 (R1-R3みやぎの教育に関する調査)

	R1		R3	
小	84.3	→	小 86.5	(+2.2)
中	84.0	→	中 85.3	(+1.3)
県立	85.4	→	県立 82.4	(-3.0)

誇りややりがいを持って仕事を行う教職員の割合があまり増加しておらず、県立学校においては減少している。

基本方針

教職員のウェルビーイング※の向上を目指しつつ、長時間業務解消への対策を推進する。

- 【柱1】 管理職のリーダーシップによる働き方改革の推進
- 【柱2】 教職員一人一人の働き方に対する意識改革の醸成
- 【柱3】 教職員が授業を中心とした本来担うべき教育活動に専念できる環境の整備
- 【柱4】 教職員の業務を軽減するための家庭・地域等を含めた役割分担の推進

※教職員のウェルビーイング...本プランでは、教職員としての誇りややりがいを持って仕事に取り組んでいる持続的な幸福感等を持っている状態として定義しています。

R8までの重点取組事項

※ H30からR4までの増加率が25%のため、今後4年間で同様の数値を目標とする。

- 時間外業務時間が1月あたり45時間未満の教職員の割合をおおむね25%引き上げる。(ただし、副校長・教頭については、さらなる改善が必要なため、目標値を75%とする)

【評価指標】 時間外業務時間1月あたり45時間未満の割合 (%)

職種	現状値 (R4)	R5目標値	R6目標値	R7目標値	R8目標値
校長	73.7	75.0	80.0	85.0	90.0
副校長・教頭	13.3	30.0	45.0	60.0	75.0
教諭等	67.9	70.0	75.0	80.0	85.0
事務職員	92.7	94.0	96.0	98.0	100

今後の 県教委 の主な取組内容

- 「新任校長オンライン集合ハイブリッド研修」などを活用した管理職研修の充実(教職員課、教育研修センター) (柱1)
- 時間外業務時間の考え方の再整理(教職員課) (柱2)
- 子どもの学び研究開発校における効果的な教材研究や、授業づくりの在り方についての研究(義務教育課、教職員課) (柱2,3)
- 教育DXの推進による更なる業務軽減の取組(AI採点等を含む)(教育政策課、高校教育課、義務教育課) (柱3)
- コミュニティ・スクール導入や地域学校協働活動推進による地域との連携協働(義務教育課・高校教育課・生涯学習課) (柱4)
- 部活動の地域移行に向けた環境整備(スポーツ振興課・高校教育課・義務教育課) (柱4)

各学校の実情に応じて、これまでの県内一斉、学校独自の取組を継続するとともに、教職員一人一人が誇りとやりがいを持って授業を中心とした教育活動に専念できる環境を整備し、教育の質の向上と児童生徒の教育の充実を目指します。



県内の学校における好事例

県内の学校で取り組んでいる事例を紹介します。

小学校

管理職のリーダーシップによる働き方改革を推進する取組の例 (一部教科担任制の活用)

高学年の専科指導と交換授業を組み合わせ、一部教科担任制を行い、負担軽減を図っている。

週あたりの授業時数
週29時間 → 週18時間 **-11時間**

(感想等)

- 教材研修の効率化が図れるとともに、専科による授業の時間に学級事務に取り組むことができ、児童と向き合う時間を確保することができた。

小学校

管理職のリーダーシップによる働き方改革を推進する取組の例 (午前中5時間授業による放課後の時間活用)

1校時の授業開始を早めたり、清掃時間を調整したりするなどして午前中に5時間授業を実施し、放課後の時間を確保している。

時間外業務時間一月あたり45時間未満の割合
R2: 78% → R3: 95% **+17ポイント**

(感想等)

- 放課後の時間にゆとりができたことで、教材研究や研修、学級事務等に十分な時間を充てられるようになった。

中学校

家庭・地域を含めた業務の役割分担による教職員の事務作業の負担軽減の例 (部活動指導員の活用)

地域の外部人材を部活動指導員として配置し、専門的な指導や大会の引率などを行うことで、部活動顧問の負担軽減を図っている。

A教諭の一月あたりの時間外業務時間
R2: 88時間 → R3: 56時間 **-32時間**

(感想等)

- 休日を有効に使うことができ、ワーク・ライフ・バランスを保つことができた。
- 専門外の競技の技術指導に対する心理的負担の軽減になった。

県立学校

教職員一人一人の働き方への意識改革の例 (フレックスタイム制度の活用)

通常の始業時刻を前後1時間、又は30分シフトさせる形で勤務時間を割り振ることで、教職員の柔軟な働き方改革を推進している。

メリットを感じた教職員の割合
(R4制度活用者のうち) **66.1%**

(感想等)

- 朝夕の生活時間に余裕ができ、家庭生活と仕事の両立が図られた。
- 通勤時間帯がずれることで、通勤時間短縮と通勤時のストレスが減少した。

その他にも様々な好事例が紹介されています。

小・中学校における働き方改革好事例集(県教育委員会)



<https://mkkc.miyazaki-c.ed.jp/iinkai/kyousyokuin/>

全国の学校における働き方改革事例集(文部科学省)



https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/hatarakikata/mext_00001.html



目的

- ◎学校における教育の質の向上
- ◎児童生徒の教育の充実

授業を中心とした質の高い教育活動に専念できる環境の実現

教職員一人一人が自分の働き方を見直すとともに、ワーク・ライフ・バランスのとれた生活を実現し、健康で誇りとやりがいを持って能力を発揮できる環境の整備

重点目標

働き方改革への意識・行動の変容
教職員の時間外業務時間の縮減

重点取組事項

時間外業務時間が1月あたり45時間未満の教職員の割合をおおむね25%引き上げる。(副校長・教頭については目標値75%)

※県教育委員会規則に定める時間外業務時間の「上限時間」1月について45時間、1年について360時間

県内一斉の取組

- リフレッシュデー、リフレッシュウィークの設定
- 部活動の活動時間・休養日の設定
- 副校長・教頭の長時間業務解消
- 家庭・地域等との連携による業務の役割分担

学校の工夫による独自の取組

連携

市町村教育委員会

連携

基本方針

教職員のウェルビーイングの向上と長時間業務解消

管理職のリーダーシップによる働き方改革の推進
教職員一人一人の働き方に対する意識改革の醸成
教職員が授業を中心とした本来担うべき教育活動に専念できる環境の整備
教職員の業務を軽減するための家庭・地域等を含めた役割分担の推進

4つの柱

県教育委員会の取組

業務改善に関する取組

- 専門スタッフの配置
- 校務支援システムの活用
- 学校・家庭・地域の連携協働
- 調査・照会・提出書類の削減等
- 関係機関との連携・協力体制構築
- 事務職員の学校経営への参画
- 業務改善モデルの構築

勤務時間管理に関する取組

- 勤務時間の客観的把握
- 勤務時間外における連絡対応等の体制整備

意識改革に関する取組

- 管理職
- 学校全体
- 部活動運営
- 心と体の健康

今後の取組

- ◎ 管理職研修の充実
- ◎ 時間外業務時間の考え方の整理
- ◎ 働き方改革を踏まえた子どもの学び研究開発校の指定
- ◎ 教育DXの更なる推進による業務軽減の取組
- ◎ CSや地域学校協働活動による地域との連携協働の促進
- ◎ 部活動の地域移行に向けた環境整備

